

京都府の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画1の
別に定める「くろまぐろ」について

(第4管理期間)

平成30年8月3日公表

平成30年11月8日変更

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本府においてくろまぐろは、主に定置漁業において採捕されるほか、釣り延縄漁業等によっても混獲されている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本府の知事管理数量について本府の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 また、本府の知事管理数量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本府の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携に努める。
- 5 これらのほか、本府の知事管理数量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本府の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取り組みを行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について京都府の知事管理量に関する事項

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	14.3 トン	うち 1.4 トンを留保する
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	15.7 トン	うち 1.6 トンを留保する

(注1) 知事管理量のうち1割を留保(0.1トン未満は四捨五入する)することとする。留保する量については、くろまぐろ資源の来遊状況等に応じて知事が第3の採捕の種類別の割当量に追加する。

(注2) 全国数量(我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量)を超えるおそれが著しく大

きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本府の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本府の採捕の数量をもって、上表の本府の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

採捕の種類別の割当量は次のとおりである。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本府の定置漁業の割当量	12.0 トン	14.0 トン
本府の漁船漁業等の割当量	0.9 トン	0.1 トン

(注1)「定置漁業」とは漁業法(昭和24年法律第267号)第6条第3項に規定する定置漁業及び漁業法第6条第5項第2号に規定する第2種共同漁業であって漁具を定置して営むものをいう。

(注2)「漁船漁業等」とは定置漁業以外の漁業をいう。

(注3)農林水産大臣により第2の知事管理量に変更された場合には、当該数量から留保する量を除いた数量について、小型魚では定置漁業93%、漁船漁業等7%の比率で割当し、大型魚では漁船漁業等の0.1トンを除いた量を定置漁業に割当てることとする。

採捕の種類及び期間	小型魚	大型魚
本府の定置漁業の割当量	12.0 トン	14.0 トン
うち 30年7月～9月	0.1 トン	
10月～12月	1.2 トン	
31年1月～2月	7.1 トン	
3月	3.6 トン	

採捕の種類及び期間	小型魚	大型魚
本府の漁船漁業等の割当量	0.9 トン	0.1 トン
うち 30年7月～9月	0.1 トン	
10月～12月	0.7 トン	
31年1月～3月	0.1 トン	

(注1)期間別割当量の残量については、翌期間の割当量に加えることとし、残量が確定次

第、当該数値を公表し、関係漁業者に周知をする。

(注2) 農林水産大臣により第2の知事管理量に変更された場合には、定置漁業の小型魚の期間別割当量については、30年7月～9月は定置漁業の割当量のうちの0.1トンとし、それ以降の期間については、定置漁業の割当量から0.1トンを除いた数量のそれぞれ10%、60%、30%となるよう割当てることとする。

(注3) 農林水産大臣により第2の知事管理量に変更された場合には、漁船漁業等の小型魚の期間別割当量については、30年7月～9月及び31年1月～3月はそれぞれ漁船漁業等の割当量のうちの0.1トンとし、漁船漁業等の割当量の残り全量を10月～12月に割当てることとする。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本府では、第2の知事管理量及び第3の採捕の種類別又は期間別の数量を遵守するため、以下の管理措置を講ずるものとする。

1 緊急報告体制

(1) 京都府漁業協同組合は以下のとおり採捕数量が積み上がった場合は、速やかに本府に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
京都府漁業協同組合	定置漁業	・1か統/日当たり 100 キログラムを超える量の採捕
	漁船漁業等	・1隻/日当たり 20 キログラムを超える量の採捕

(2) (1)の本府への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者の段階	漁業協同組合の段階	本府
京都府漁業協同組合	各漁業者は、漁協支所に電話連絡	漁協支所は漁協本所に電話連絡	漁協本所は本府水産課に電話連絡

※ 京都府漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

※ 本府は、上表の各漁業協同組合と本府間の連絡網(土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む)を別に定めるものとする。

(3) (1)の本府への一報の対象となる採捕があった際の漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・府の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放や臨時休漁、漁業協同組合の荷受け自粛。
漁船漁業等	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・府の残枠が判明するまでの間は、当面、くろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。

(4) 漁業者から本府全体の合計で1日1トンを超える採捕の数量報告があった際は、速やかに国に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

2 採捕の数量の公表等

(1) 本府は海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)(以下「法」という。)第8条第2項の規定に基づき、採捕の数量が当該知事管理量を超えるおそれがあると認めるときとして、本府の第2又は第3の数量(留保を設定している場合は留保の数量を除く)の7割を超えた時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

(2) また、採捕の数量が全国数量の7割を超えた場合は、当該時点で農林水産大臣が当該採捕の数量を公表する。この際、当該公表がされた時点で本府の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表を持って本府の(1)の公表とする。

3 早期是正措置

本府は採捕の数量を公表した後、すみやかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする以下の早期是正措置を本府管内の漁業者等に対し講じるものとする。

(1) 定置漁業

① 通常時

- ・ 漁業者は5キログラム未満の生残個体の放流を実施する。

② 定置漁業の割当量の7割到達時

- ・ 漁業者は網起こし回数の削減を実施する。
- ・ 漁業者は生残個体の放流を実施する。
- ・ 本府はこれらの措置の実施を助言する。併せて、京都府漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

③ 定置漁業の割当量の8割到達時

- ・ 漁業者は網起こし回数のさらなる削減を実施する。
- ・ 漁業者は生残個体の放流を実施する。
- ・ 本府はこれらの措置の実施を指導する。併せて、京都府漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

④ 定置漁業の割当量の9割到達時

- ・ 漁業者は網起こし回数のさらなる削減を実施する。
- ・ 漁業者は全ての生残個体の放流に取り組む。
- ・ 本府はこれらの措置の実施を勧告する。併せて、京都府漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(2) 漁船漁業等

① 通常時

- ・ 漁業者は5キログラム未満の生残個体の放流を実施する。

② 漁船漁業等の割当量の7割到達時

- ・ 漁業者は操業時間短縮又は操業回数(日数)抑制を実施する。
- ・ 漁業者は生残個体の放流を実施する。
- ・ 本府はこれらの措置の実施を助言する。併せて、京都府漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

③ 漁船漁業等の割当量の8割到達時

- ・ 漁業者はくろまぐろを目的とした操業を自粛する。
- ・ 漁業者は生残個体の放流を実施する。
- ・ 本府はこれらの措置の実施を指導する。併せて、京都府漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

④ 漁船漁業等の割当量の9割到達時

- ・ 漁業者はくろまぐろを目的とした操業を自粛する。
- ・ 漁業者は全ての生残個体の放流に取り組む。
- ・ 本府はこれらの措置の実施を勧告する。併せて、京都府漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

第5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

1 協定締結の検討

府は、法第 13 条第2項の規定に基づく協定の締結に向け、第4管理期間中に京都府漁業協

同組合と協議を行い、検討準備を進める。

2 遊漁(遊漁者及び遊漁船業者)の管理

- (1) くらまぐろを採捕する遊漁の管理については漁業者の管理に基本的に歩調を合わせていくものとする。
- (2) 本府は管内の漁業者へ管理の取組を指導した際は管内遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この際、本府は国に対し当該指導内容を速やかに伝達するものとする。
- (3) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本府は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくらまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

3 採捕の停止等の命令

- (1) 小型魚又は大型魚の別に第2の知事管理量の9割5分を超える時点で、京都府規則に定めるところにより、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令(以下「採捕の停止命令」という。)をする。
- (2) 第3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、京都府規則に定めるところにより、採捕の停止命令をする。
- (3) 全国数量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本府の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、採捕の停止命令をする。
- (4) 採捕の停止命令が出される際は、本府の水面での遊漁者も命令対象とする。